

## 関島事務所便り

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8seki@yaho.co.jp



2007年3月号

### 増加する医療相談・苦情件数

#### ◆高まる医療への関心

医療に関する患者やその家族の相談を受け付ける窓口として都道府県などが設置している「医療安全支援センター」に寄せられた2005年度の相談件数が、約44,000件に上ったことが、厚生労働省のまとめでわかりました。

相談件数は2004年度よりも約2,700件増え、内容は医療行為に関する苦情が約25.2%と最も多く、医療の安全や質への関心の高さがうかがわれます。

#### ◆医療安全支援センターとは

医療安全支援センターは、患者サービスの向上などを目的に2003年度に設置されました。昨年10月1日時点で、都道府県47カ所と保健所のある市区46カ所の計93カ所に設置されています。事業内容は次の通りです。

1. 医療に関する相談を受ける者を対象とした研修の実施
2. センター代表者による情報交換会の実施
3. 専門的な研修の実施
4. 相談事例等の収集や分析等

#### ◆「苦情」が6割と最多

相談件数のうち、「苦情」が約26,000件と全

体の6割近くを占め、「相談」は約18,000件です。苦情の内容では「医療行為、医療内容への苦情」が約11,000件と最も多く、次いで「医療機関従事者の接し方への苦情」が約5,500件、「医療費」は約3,600件でした。

前年度から大幅に増加した苦情は「カルテ開示」で、約700件ありました。カルテ開示の苦情は2005年4月の個人情報保護法の全面施行が影響したとみられています。

相談で最も多かったのは「健康や病気」が約6,700件、次いで「医療機関の紹介、案内」が約3,100件、「薬」が約900件の順となっています。

都道府県別で相談件数が最も多かったのは東京都の約11,000件で、大阪府の約4,000件、埼玉県の約3,200件が続いています。最も少なかったのは徳島県の113件でした。

「安全で質の高い医療を受けたい」という国民の意識の高まりを反映し、相談件数は前年度に比べ伸びていますが、今後の課題はセンターの増加と認知度の向上だといわれています。

東京都 患者の声相談窓口 TEL:03-5320-4435

埼玉県 医療安全相談窓口 TEL:048-830-3541

千葉県医療安全相談センター

TEL:043-223-3636

# パートの厚生年金加入に先行する健康保険の改定

## 週 20 時間以上の厚生年金加入

週 20 時間以上のパートの厚生年金加入については、平成 16 年の年金改正のときに論議されていたのですが、業界の反対があって決まらず、5 年後を目途に再検討するとされています。ところが、与党にパートの厚生年金加入の検討を前倒しする動きがあると報道されています。

この「パートの厚生年金の加入基準」は、法律で決められていることではないので変更する場合、法律改正をしないで決めることが可能です。社会経済の動きを見ながら政策の一環として政府が決めていくわけですから、社会的抵抗が大きい場合は決まってしまう。

## 現行の加入基準

現在の厚生年金のパートの加入基準は「4 分の 3」といって、通常の労働時間の 4 分の 3 以上の場合は厚生年金に加入することが必要です。

一般的には週 40 時間制ですから、週 30 時間以上のパートは、厚生年金に加入すべしとなっています。

一方、現在の制度では、1 日 4 時間で週 5 日働くパートタイマーや、1 日 8 時間で週 3 日働くという嘱託等は厚生年金に加入しなくてもいいわけです。

60 歳未満の主婦や 60 歳以上の男性などには、こういう働き方をして厚生年金に加入していない人がいます。こういう働き方

をするパートの主婦で年収が 130 万円未満であれば、健保は夫の扶養で、国民年金は保険料（この 4 月より月額 14100 円にもなる）を自ら負担する義務のない第 3 号被保険者になります。また、60 歳以上の年金受給者の嘱託等で厚生年金に加入していない人は、働いて給与を得ても、厚生年金に加入していないので年金は全額受給できます。

## 健康保険の下限 5 万 8 千円が先行

ところで、健康保険は、昨年健康保険法の改正で本年 4 月から標準報酬月額の上限が引き上げられ、下限も引き下げられることに決まりました。下限は、今は 9 万 8000 円ですが、この年 4 月から 5 万 8000 円に引き下げになります。

これは一見すると良いことです。なぜなら、今までは月収 8 万円の給与の人でも、健保に加入した場合は月収 9 万 8000 円とみなされて保険料を払っていたものが、この 4 月からは実際の給与に対応した保険料となります。

しかし、この保険料の下限の引き下げはパートの厚生年金加入のための露払いと見られています。厚生年金も下限を 5 万 8000 円とする法改定が成立すれば、保険料負担の障害がなくなります。

保険料の下限の改定は法改正が必要ですが、厚生年金の加入基準の変更は政府の裁量で変更できるのです。

## 二箇所の会社で働いているパートの労災補償



## 1 箇所のみで算定、最低補償あり

## 質問

私は、午前中 A 病院で清掃作業を行うパートとして働いています。午後からは B 会社で同様に清掃の作業に従事しています。先日、B 会社で清掃作業中、誤って転倒し骨折しました。

労災保険の休業補償を請求しようと思い、B 会社で賃金の明細を記入してもらいました。しかし、その額はわずかです。私は治療により、B 会社だけでなく A 病院でも働くことができません。そのため、賃金の損失額は A 病院と B 会社の合計賃金額になりますが、合算して請求できるでしょうか？

## 答

B 会社での災害であり、B 会社分のみでの休業補償しか請求できません。休業補償の算定は B 会社から支払われている賃金を基に算定します。但し、労災の休業補償には最低基準があって、その給付基礎日額は 4,180 円（この額は毎年変更になる）です。平均賃金がこの額以下の場合、この 8 割（労災から 6 割、特別給付金 2 割）の額 3,344 円、月額にして 30 日の場合 100,320 円が補償されます。

## ◆ 労災保険法について

1 労働基準法 75 条では、「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない」と定めています。また、同法 76 条では業務上負傷、疾病にかかった者がその療養のため労働することが不可能な場合には、平均賃金の 60%の支払いを使用者に義務付けています。

しかし、資金力のない事業主が使用者だった場合は、労働者は泣き寝入りせざるを得ないことがあります。このような不公平を解消することを目

的に労災保険法が成立しました。

2 労災保険の補償の基礎となる平均賃金の算定は原則、事故発生以前 3 カ月間に支払われた賃金総額を暦日数で除した額です。この額を基準として給付額が決定されます。

労災保険では通常の「平均賃金」という表現ではなく「給付基礎日額」と表現しています。それは労災保険には事業主が給付を受けられる特別加入制度があり、事業主に対する給付の基礎は賃金ではないからです。

3 労災保険での業務上災害の場合、休業 4 日目から平均賃金の 60%の休業補償にさらに 20%の特別支給金が上乗せされ合計 80%が休業期間中支給されます。労災保険で補償されない休業当初の 3 日間は使用者が支払わなければなりません。その補償額は平均賃金の 60%を下回ってはなりません。通勤災害の場合は、使用者責任がありませんので、労災保険で補償されない休業当初の 3 日間の補償責任は使用者にありません。

## ◆ 最低補償がある

ご質問の場合は、B 会社での災害であり、B 会社分のみでの休業補償しか請求できません。まったく関係のない A 病院が他の事業所での災害の分まで補償しなければならないということは適切ではありません。したがって、B 会社で支払われた事故以前 3 カ月間の賃金総額を暦日数で除した額の 60%が休業補償の 1 日当たりの額です。それに特別支給金が 20%上乗せされます。

但し、ご質問のような例もありますので労災保険には最低補償制度があり、平均賃金が 4,180 円以下の場合はこの額を最低基準にして算定されます。



# トピックス



## ●65歳以上の無年金者、62万6千人

このほど社会保険庁が発表した「平成16年公的年金加入状況等調査」によると、65歳以上の者のうち無年金者は62万6千人いる。このなかには裁定待ちや、繰り下げ支給などが含まれているので、正確な無年金者の数字とはいえないが、前回の13年度調査よりも2万4千人増加している。

## ●別居の兄弟も健康保険の被扶養者に

### 総務省が厚労省に要請

総務省は、健康保険の被扶養者の認定に関して、被保険者によって生計を維持されている兄弟であれば、別居していても被扶養者として認定できるよう、健康保険法を改正するよう厚生労働省に要請した。現在、兄弟の被扶養者認定には、同居が要件とされている。(3月1日)

## ●3人に1人が非正規社員 総務省調査

総務省が労働力調査結果(2006年平均)を発表し、雇用者全体に占める非正規社員(パート・アルバイト、派遣社員等)の割合が33.0%(前年比0.4ポイント増)となったことがわかった。雇用者数は5,088万人で、正規が3,411万人(前年比37万人増)、非正規が1,677万人(同44万人増)だった。(3月2日)

## ●最低賃金1000円にすれば

### 消費拡大効果大 労働総研が発表

最低賃金を全国一律で時給1,000円にすれば、賃金の支払い総額は2兆1,857億円増え、国内生産額も2兆6,424億円拡大する——労働運動

総合研究所(労働総研)は2月26日、最低賃金引き上げの経済波及効果の試算を発表した。同総研では、低所得者は高所得者に比べ、増えた収入を消費に回す傾向が強いうえに、消費増の誘発効果は中小企業分野に強くあらわれるため、最賃の引き上げは高所得層への賃上げより内需拡大が期待できるとしている。

## ●消費支出、1年1カ月ぶりに増加

総務省統計局が2日公表した家計調査報告(2人以上世帯、速報)によると、1月の勤労者世帯の消費支出は1世帯あたり32万8,334円(前年同月と比べ実質1.0%増)と1年1カ月ぶりに増加した。実収入は44万1,039円で、前年同月と比べ実質0.7%の増加となっている。一方、全世帯の消費支出は1世帯あたり29万6,472円と前年同月比で実質0.6%増だった

## ●「偽装請負」直接雇用を指導へ 厚労省

厚生労働省は、いわゆる「偽装請負」について、大手メーカーなど受入企業に対し、労働者を直接雇用するよう指導する方針を決定した。同省はこれまで、偽装請負の解消手段として派遣への切り替えを認めてきたが、偽装請負での労働期間が派遣で認められる期間を超えた場合は、直接雇用へ切り替えるよう指導を強めていくとしている。(2月27日)

